

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第二百二十四号、第二百五号及び第三百十号」を「第二百二十九号、第三百十号及び第三百三十五号」に改める。